



# 山形県公報

平成19年3月16日(金)  
第1824号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則.....        | ( 学術振興課 ) ...343 |
| 障がいに関する用語を改正するための関係規則の一部を改正する規則..... | ( 障害福祉課 ) ...347 |
| 山形県道路占用規則の一部を改正する規則.....             | ( 道 路 課 ) ...354 |
| 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....           | ( 出 納 局 ) ... 同  |

### 訓 令

|                                    |                  |
|------------------------------------|------------------|
| 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....           | ( 総 務 課 ) ...358 |
| 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... | ( 人 事 課 ) ... 同  |
| 山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令.....         | ( 同 ) ... 同      |

### 告 示

|                                                                                                                      |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部改正..... | ( 同 ) ...359             |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                                                                                               | ( 健康福祉企画課 ) ... 同        |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                                                                                            | ( 同 ) ... 同              |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                                                                                               | ( 同 ) ...360             |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                                                                                            | ( 同 ) ... 同              |
| 救急病院等の告示.....                                                                                                        | ( 同 ) ... 同              |
| 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....                                                                                      | ( 長寿社会課 ) ... 同          |
| 家畜の検査の実施.....                                                                                                        | ( エコ農業推進課 ) ...361       |
| 同.....                                                                                                               | ( 同 ) ...362             |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                                                                                                  | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ...363   |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                                                                                                   | ( 同 ) ... 同              |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                                                                                                  | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同    |
| 土地地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....                                                                                          | ( 都市計画課 ) ...364         |
| 同.....                                                                                                               | ( 同 ) ... 同              |
| 道路の区域の変更.....                                                                                                        | ( 村山総合支庁西村山総務建築課 ) ... 同 |
| 同.....                                                                                                               | ( 同 ) ...365             |
| 同.....                                                                                                               | ( 最上総合支庁建設総務課 ) ... 同    |
| 同.....                                                                                                               | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ... 同    |
| 県道の供用の開始.....                                                                                                        | ( 同 ) ...366             |
| 県証紙売りさばき人の指定.....                                                                                                    | ( 出 納 局 ) ... 同          |

### 議 会 関 係

#### 規 則

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 山形県議会会議規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|--------------------------|---|

告 示

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程.....367  
 山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程..... 同

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則..... 同

公安委員会関係

告 示

運転免許取得者教育認定変更の届出.....369

選挙管理委員会関係

告 示

直接請求に必要な有権者の数..... 同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則.....370

訓 令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令.....371

企業局関係

規 程

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程.....372

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....（置賜総合支庁企画振興課）... 同  
 一般競争入札の公告.....（情報企画課）... 同  
 同 .....（村山総合支庁保健企画課）...373  
 同 .....（教育委員会）...374  
 同 .....（ 同 ）...375

## 規 則

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第15号

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則

山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第22条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号。以下「試験規則」という。)に基づく高等学校卒業程度認定試験に合格した者(試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第22条中第6号を削り、同条第5号中「(昭和22年文部省令第11号)第69条第3号」を「第69条第4号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第3号に規定する者

第33条第1項第3号を次のように改める。

(3) 准教授

第33条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 助教

第34条第2項中「助教授及び専任の講師」を「准教授、専任の講師及び助教」に改める。

第35条中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第1 授業科目の欄中「女性学」を「ジェンダー論」に改める。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4

専門科目(日本史学科)

| 授 業 科 目       | 単 位 数 |     | 学 修 時 間<br>(時間) |
|---------------|-------|-----|-----------------|
|               | 必 修   | 選 択 |                 |
| 日 本 史 概 説 一   | 2     |     | 30              |
| 日 本 史 概 説 二   | 2     |     | 30              |
| 日 本 史 概 説 三   | 2     |     | 30              |
| 日 本 史 概 説 四   | 2     |     | 30              |
| 日 本 史 概 説 五   | 2     |     | 30              |
| 日 本 文 化 史 概 説 | 2     |     | 30              |
| 外 国 史 一       | 2     |     | 30              |
| 外 国 史 二       | 2     |     | 30              |
| 古 文 書 学 一     | 2     |     | 30              |
| 古 文 書 学 二     | 2     |     | 30              |
| 史 学 実 習 一     | 1     |     | 45              |
| 史 学 実 習 二     | 1     |     | 45              |
| 日 本 史 講 読 1 A |       | 2   | 30              |
| 日 本 史 講 読 2 A |       | 2   | 30              |
| 日 本 史 講 読 3 A |       | 2   | 30              |
| 日 本 史 講 読 4 A |       | 2   | 30              |
| 日 本 史 講 読 5 A |       | 2   | 30              |
| 日 本 史 講 読 6 A |       | 2   | 30              |
| 日 本 史 講 読 1 B |       | 2   | 30              |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 日 | 本 | 史 | 講 | 読 | 2 | B |   | 2 | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 講 | 読 | 3 | B |   | 2 | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 講 | 読 | 4 | B |   | 2 | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 講 | 読 | 5 | B |   | 2 | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 講 | 読 | 6 | B |   | 2 | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 1 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 2 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 3 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 4 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 5 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 6 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 1 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 2 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 3 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 4 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 5 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 特 | 殊 | 研 | 究 | 6 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 1 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 2 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 3 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 4 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 5 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 6 | A | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 1 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 2 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 3 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 4 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 5 | B | 30 |
| 日 | 本 | 史 | 演 | 習 |   |   | 6 | B | 30 |
| 女 |   | 性 | 史 | 史 |   |   |   | 一 | 30 |
| 女 |   | 性 | 史 | 史 |   |   |   | 二 | 30 |
| 考 | 古 |   | 学 | 概 |   |   |   | 説 | 30 |
| 民 | 俗 |   | 学 | 概 |   |   |   | 説 | 30 |
| 歴 | 史 |   | 考 | 古 |   |   |   | 学 | 30 |
| 生 | 活 | 文 | 化 | 史 |   |   |   | 一 | 30 |
| 生 | 活 | 文 | 化 | 史 |   |   |   | 二 | 30 |
| 国 | 際 | 交 | 流 | 史 |   |   |   | 史 | 30 |
| 地 |   | 理 | 学 | 学 |   |   |   | 一 | 30 |
| 地 |   | 理 | 学 | 学 |   |   |   | 二 | 30 |
| 地 |   |   | 誌 | 学 |   |   |   | 学 | 30 |
| 法 |   |   | 律 | 学 |   |   |   | 学 | 30 |
| 政 |   |   | 治 | 学 |   |   |   | 学 | 30 |
| 社 |   |   | 会 | 学 |   |   |   | 学 | 30 |
| 倫 |   |   | 理 | 学 |   |   |   | 学 | 30 |
| 哲 |   |   |   | 学 |   |   |   | 学 | 30 |
| 卒 | 業 |   | 研 | 究 |   |   |   | 学 | 30 |

別表第5

専門科目(社会情報学科)

| 授業科目           | 単位数 |    | 学修時間<br>(時間) |
|----------------|-----|----|--------------|
|                | 必修  | 選択 |              |
| 行動科学概論         | 2   |    | 30           |
| 情報社会論          | 2   |    | 30           |
| インターネット演習      | 2   |    | 30           |
| 統計学入門          | 2   |    | 30           |
| 社会ネットワーク学      |     | 2  | 30           |
| 社会情報学          |     | 2  | 30           |
| 社会調査演習         |     | 2  | 30           |
| 環境社会学          |     | 2  | 30           |
| 社会と図書          |     | 2  | 30           |
| 社会心理学          |     | 2  | 30           |
| 集合行動論          |     | 2  | 30           |
| 社会心理学演習        |     | 2  | 30           |
| 政治心理学          |     | 2  | 30           |
| 認知心理学入門        |     | 2  | 30           |
| 経済学入門          |     | 2  | 30           |
| ファイナンス論        |     | 2  | 30           |
| ファイナンス演習       |     | 2  | 30           |
| 簿記演習           |     | 4  | 60           |
| 電子商取引概論        |     | 2  | 30           |
| 情報セキュリティ論      |     | 2  | 30           |
| 経営学入門          |     | 2  | 30           |
| 経営情報論          |     | 2  | 30           |
| 経営情報演習         |     | 2  | 30           |
| 情報メディア論        |     | 2  | 30           |
| メディア表現法        |     | 2  | 30           |
| コミュニケーションデザイン論 |     | 2  | 30           |
| メディア制作演習       |     | 2  | 30           |
| メディアリテラシー      |     | 2  | 30           |
| グラフィックス演習      |     | 2  | 30           |
| データ活用演習        |     | 2  | 30           |
| 情報ネットワーク学演習    |     | 2  | 30           |
| データベース概論       |     | 2  | 30           |
| アルゴリズム概論       |     | 2  | 30           |
| プログラミング演習      |     | 4  | 60           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 基礎ゼミ           |     | 2  | 30           |
| 専門ゼミ           |     | 4  | 60           |

|      |   |   |    |
|------|---|---|----|
| 専門ゼミ | 二 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 三 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 四 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 五 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 六 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 七 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 八 | 4 | 60 |
| 専門ゼミ | 九 | 4 | 60 |
| 卒業研究 | 2 |   |    |

別表第6中

|             |   |    |       |
|-------------|---|----|-------|
| 健康生理概論      | 1 | 15 | を     |
| 健康管理概論      | 1 | 15 |       |
| 健康生理・健康管理概論 | 2 | 30 | に、    |
| 栄養情報処理実習    | 1 |    | を     |
| 栄養情報処理演習    | 2 |    | に、    |
| 給食計画論       | 1 | 15 | を     |
| 給食実務論       | 1 | 15 |       |
| 給食計画・給食実務   | 2 | 30 | に、    |
| 食文化論        | 2 | 30 | を     |
| 食文化論        | 2 | 30 | に改める。 |
| 健康栄養演習      | 2 | 30 |       |

別表第10中

|        |   |     |       |
|--------|---|-----|-------|
| 博物館実習  | 3 | 135 | を     |
| 博物館実習一 | 1 | 45  | に改める。 |
| 博物館実習二 | 2 | 90  |       |

附則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前において助教授として勤務した者に対する改正後の第35条の規定の適用については、施行日前における助教授としての勤務は、准教授としての勤務とみなす。
- 改正後の別表第1、別表第4から別表第6まで及び別表第10の規定は、平成19年度以後において山形県立米沢女子短期大学(以下「短大」という。)に入学する者(次項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。
- 施行日の前日において短大に在学する者及び転入学者等(平成19年度において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正前の別表第1、別表第4から別表第6まで及び別表第10の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別表第1中

|     |   |    |        |
|-----|---|----|--------|
| 女性学 | 2 | 30 | とあるのは、 |
|-----|---|----|--------|

|   |   |   |   |   |    |      |
|---|---|---|---|---|----|------|
| 「 | 女 | 性 | 学 | 2 | 30 | とする。 |
| 」 | ジ | ェ | ン | ダ | ー  |      |

障がいに関する用語を改正するための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第16号

障がいに関する用語を改正するための関係規則の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第41条の15の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同条第1項ただし書中「身体障害者と生計」を「身体障がい者と生計」に、「身体障害者等」を「身体障がい者等」に、「身体障害者を」を「身体障がい者を」に、「身体障害者とは」を「身体障がい者とは」に改める。

別表1通則及び賦課徴収の項様式の名称の欄中「自動車税納税通知書(身体障害者等減免該当者用)」を「自動車税納税通知書(身体障がい者等減免該当者用)」に改める。

別記第164号様式(表)中「身体障害者等又は」を「身体障がい者等又は」に改め、同様式の注書第3項中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同注書第4項中「身体障害者等と」を「身体障がい者等と」に、「身体障害者等のみ」を「身体障がい者等のみ」に、「身体障害者等を」を「身体障がい者等を」に、「身体障害者等のために運転する旨の証明書」を「身体障がい者等のために運転する旨の証明書」に改める。

別記第164号の2様式中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に、「身体障害者が」を「身体障がい者が」に改める。

(山形県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第11号、別記様式第18号の2及び別記様式第19号中

|   |   |   |
|---|---|---|
| 障 | 特 | を |
| 害 | 別 |   |
| 者 | 障 |   |

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 障 | 特 | に改める。 |
| が | 別 |       |
| い | 障 |       |
| 者 | が |       |

(山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第3条 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和37年10月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「心身障害」を「心身障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)」に改める。

(山形県行政組織規則の一部改正)

第4条 山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号ホ中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、同項第4号イ中「身体障害者福祉」を「身体障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する身体障害がある者をいう。)の福祉」に、「知的障害者福祉」を「知的障がい者(障害者基本法第2条に規定する知的障害がある者をいう。)の福祉」に改め、同号ロ中「精神障害者」を「精神障がい者(障害者基本法第2条に規定する精神障害がある者をいう。以下同じ。)」に改め、同号ハ中「障害」を「障がい(障害者基本法第2条に規定する障害をいう。)」に改め、同号ヘ中「障害者」を「障がい者(障害者基本法第2条に規定する障害がある者をいう。)」に改める。

第34条第1項第1号チ中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、同項第6号ロ中「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

第85条第4号中「発達障害者」を「発達障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を有する者をいう。）」に改める。

第89条中「知的障害児童」を「知的障害のある児童」に改める。

第199条の表名称の欄中「山形県障害者施策推進協議会」を「山形県障がい者施策推進協議会」に、「山形県障害者介護給付費等不服審査会」を「山形県障がい者介護給付費等不服審査会」に改める。

第201条第2項の表身体障害者福祉司の項職務の欄中「身体障害者福祉業務」を「身体障害者の福祉に関する業務」に、同表知的障害者福祉司の項職務の欄中「知的障害者福祉業務」を「知的障害者の福祉に関する業務」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第5条 生活保護法施行細則（昭和39年4月県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号中「心身障害」を「心身障がい」に改める。

別記様式第20号中「身体障害」を「身体障がい」に改める。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

第6条 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号中「発達障害者」を「発達障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を有する者をいう。）」に改める。

（山形県児童福祉法施行細則の一部改正）

第7条 山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「障害児施設給付費兼特定入所障害児食費等給付費支給申請書」を「障がい児施設給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書」に改め、同項第7号中「障害児施設給付費支給変更届出書」を「障がい児施設給付費支給変更届出書」に改め、同項第8号中「障害児施設受給者証」を「障がい児施設受給者証」に改め、同項第9号中「障害児施設受給者証再交付申請書」を「障がい児施設受給者証再交付申請書」に改め、同項第10号中「高額障害児施設給付費支給申請書」を「高額障がい児施設給付費支給申請書」に改め、同項第11号中「指定知的障害児施設等指定（更新）申請書」を「指定知的障がい児施設等指定（更新）申請書」に改め、同項第13号中「指定知的障害児施設等変更届出書」を「指定知的障がい児施設等変更届出書」に改め、同項第14号中「指定知的障害児施設等辞退届出書」を「指定知的障がい児施設等辞退届出書」に改める。

別記様式第4号の2の2（表）中「障害児施設給付費兼特定入所障害児食費等給付費支給申請書」を「障がい児施設給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書」に改める。

別記様式第4号の3中「障害児施設給付費支給変更届出書」を「障がい児施設給付費支給変更届出書」に改める。

別記様式第4号の4（表）中「障害児施設受給者証」を「障がい児施設受給者証」に改める。

別記様式第4号の5中「障害児施設受給者証再交付申請書」を「障がい児施設受給者証再交付申請書」に改める。

別記様式第4号の6中「高額障害児施設給付費支給申請書」を「高額障がい児施設給付費支給申請書」に改める。

別記様式第4号の7（表）中「指定知的障害児施設等指定（更新）申請書」を「指定知的障がい児施設等指定（更新）申請書」に改める。

別記様式第4号の8中「指定知的障害児施設等変更届出書」を「指定知的障がい児施設等変更届出書」に改める。

別記様式第4号の9中「指定知的障害児施設等辞退届出書」を「指定知的障がい児施設等辞退届出書」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。



第26条中「障害補償年金等記録簿」を「障がい補償年金等記録簿」に改める。

附則第4条中「障害補償年金前払一時金の限度額」を「障がい補償年金前払一時金の限度額」に改める。

別記様式第4号の注意事項第4項第4号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同項第5号及び第6号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第5号中「地方公務員災害補償年金請求書」を「障がい補償年金請求書」に改め、同様式の注意事項第4項第4号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第6号中「地方公務員災害補償障害補償変更請求書」を「障がい補償変更請求書」に改める。

別記様式第15号中「地方公務員災害補償障害の現状報告書」を「障がいの現状報告書」に改める。

別記様式第17号災害補償記録簿3号紙(表)中「旧国民年金法の障害年金等」を「旧国民年金法の障がい年金等」に改め、同様式の記入要領第3項第2号二中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同号ホ及びヘ中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第18号中「旧国民年金法の障害年金等」を「旧国民年金法の障がい年金等」に改め、同様式の記入要領第1項第5号二中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同号ホ及びヘ中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第19号の記入要領以外の部分中「障害補償年金等記録簿」を「障がい補償年金等記録簿」に、「旧国民年金法の障害年金等」を「旧国民年金法の障がい年金等」に改め、同様式の記入要領第1項中「障害補償年金等記録簿」を「障がい補償年金等記録簿」に改め、同項第5号二中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同号ホ及びヘ中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同記入要領第2項中「障害補償年金等記録簿」を「障がい補償年金等記録簿」に改める。

(山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則の一部改正)

第9条 山形県消防職員等賞じゆつ金等支給規則(昭和47年9月県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害」を「障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。以下同じ。)」に改める。

第3条第1項中「障害者賞じゆつ金」を「障がい者賞じゆつ金」に改め、同条第3項中「障害者賞じゆつ金」を「障がい者賞じゆつ金」に、「障害を」を「障がいを」に改める。

第4条第2号、第5条第2項第2号、別表第2及び別記様式第1号中「障害者賞じゆつ金」を「障がい者賞じゆつ金」に改める。

(山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第10条 山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年11月県規則第60号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則

第1条中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第2条中「障害(」を「障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する身体障害をいう。以下この条及び第12条において同じ。)(」に、「障害又は」を「障がい又は」に、「障害に」を「障がいに」に、「障害を」を「障がいを」に、「障害が」を「障がいが」に改める。

第3条第2項第1号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第2号中「心身障害者」を「心身障がい者」に、「障害の」を「障がい(障害者基本法第2条に規定する障害をいう。以下この項において同じ。)の」に改め、同項第3号中「心身障害者」を「心身障がい者」に、「障害の」を「障がいの」に改める。

第6条第2項中「心身障害者扶養共済制度加入証書」を「心身障がい者扶養共済制度加入証書」に改める。

第7条第1項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第9条(見出しを含む。)中「心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第10条第2項第1号八中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第2号中「高度障害を」を「高度障がいを」に改め、同号イ中「高度障害診断書」を「高度障がい診断書」に改め、同条第3項中「心身障害者扶養共済制度年金証書」を「心身障がい者扶養共済制度年金証書」に改める。

第11条中「心身障害者扶養共済制度加入証書」を「心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に、「心身障害者扶養共済制度年金証書」を「心身障がい者扶養共済制度年金証書」に改める。

第12条中「障害」を「障がい」に改める。

第15条第2項第2号及び第15条の2第2項第2号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第18条第2項及び第4項中「心身障害者扶養共済制度加入証書」を「心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第20条第1項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第3項第2号中「高度障害」を「高度障がい」に改める。

別表第1中「障害」を「障がい」に改める。

別記様式第1号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「山形県心身障害者扶養共済制度に」を「山形県心身障がい者扶養共済制度に」に、「心身障害者との」を「心身障がい者との」に、「心身障害者の」を「心身障がい者の」に改める。

別記様式第3号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「心身障害者との」を「心身障がい者との」に、「心身障害者の」を「心身障がい者の」に、  
「心身障害者  
氏名」を

「心身障がい者  
氏名」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「山形県心身障害者扶養共済制度」を「山形県心身障がい者扶養共済制度」に改める。

別記様式第6号(表面)中「山形県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「山形県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「心身障害者扶養共済制度に」を「山形県心身障がい者扶養共済制度に」に改め、同様式(裏面)第3項及び第4項中「高度障害」を「高度障がい」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同様式(裏面)第5項並びに第9項第1号及び第2号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同様式(裏面)第10項中「県生活福祉部児童課」を「県健康福祉部障害福祉課」に改める。

別記様式第7号中「の心身障害者」を「の心身障がい者」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

別記様式第8号(表面)中「山形県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「山形県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「心身障害者扶養共済制度の」を「山形県心身障がい者扶養共済制度の」に改め、同様式(裏面)第3項及び第4項中「高度障害」を「高度障がい」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同様式(裏面)第5項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

別記様式第9号中「心身障害者」を「心身障がい者」に、

「

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 障害の書類 | 1 知的障害者 | 障害の程度 |
|       | 2 身体障害者 |       |
|       | 3 その他   |       |

」を「

|        |          |        |
|--------|----------|--------|
| 障がいの種類 | 1 知的障がい者 | 障がいの程度 |
|        | 2 身体障がい者 |        |
|        | 3 その他    |        |

」に、「死亡・高度

障害者」を「死亡・高度障がい者」に、「又は高度障害」を「又は高度障がい」に、

「

|            |
|------------|
| 年月日死亡・高度障害 |
|------------|

」を「

|             |
|-------------|
| 年月日死亡・高度障がい |
|-------------|

」に改める。

別記様式第10号中「障害」を「傷害」に改める。

別記様式第11号中「高度障害診断書」を「高度障がい診断書」に、「高度障害の」を「高度障がいの」に、「身体障害又は」を「身体障がい又は」に、「身体障害状態」を「身体障がい状態」に、「高度障害に」を「高度障がいに」に、「障害部位」を「障がい部位」に改める。

別記様式第12号中「山形県心身障害者扶養共済制度 年金 証 書」を「山形県心身障がい者扶養共済制度 年金 証 書」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

別記様式第13号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「死亡・高度障害者」を「死亡・高度障がい者」に、「心身障害者の」を「心身障がい者の」に改める。

別記様式第14号中「山形県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「山形県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「山形県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「山形県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に、「山形県心身障害者扶養共済制度年金証書」を「山形県心身障がい者扶養共済制度年金証書」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に、「心身障害者との」

を「心身障がい者との」に、  
「心身障害者 (年金受給権者)」を「心身障がい者 (年金受給権者)」に改める。

別記様式第15号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

別記様式第17号及び別記様式第17号の2中「心身障害者との」を「心身障がい者との」に、

「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

別記様式第17号の3から別記様式第19号までの規定中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

別記様式第20号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「心身障害者扶養共済制度 口数」を「心身障がい者扶養共済制度 口数」に改める。

別記様式第21号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

別記様式第22号中「心身障害者 年金管理者」を「心身障がい者 年金管理者」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

別記様式第23号中「心身障害者 年金管理者」を「心身障がい者 年金管理者」に、「高度障害」を「高度障がい」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

別記様式第24号中「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に、「心身障害者との」を「心身障がい者との」に、  
「心身障害者」を「心身障がい者」に、「山形県心身障害

者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「心身障害者の」を「心身障がい者の」に改める。

別記様式第25号中「心身障害者の」を「心身障がい者の」に、「心身障害者が」を「心身障がい者が」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

(山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第11条 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和55年4月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第25号の2中「障害者手帳申請書」を「障がい者手帳申請書」に改める。

別記様式第25号の2の2中「診断書(精神障害者保健福祉手帳用)」を「診断書(精神障がい者保健福祉手帳用)」に改める。

別記様式第25号の3中「精神障害者保健福祉手帳返還届出書」を「精神障がい者保健福祉手帳返還届出書」に改める。

別記様式第25号の4中「精神障害者保健福祉手帳居住地等変更届出書」を「精神障がい者保健福祉手帳居住地等変更届出書」に改める。

別記様式第25号の5中「精神障害者保健福祉手帳再交付申請書」を「精神障がい者保健福祉手帳再交付申請書」に改める。

(山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第12条 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第11条中「身体障害者居住地・氏名変更届」を「身体障がい者居住地・氏名変更届」に改める。

第12条の見出しを「(身体障がい者手帳再交付申請書)」に改め、同条第1項中「身体障害者手帳再交付申請書」を「身体障がい者手帳再交付申請書」に改め、同条第2項中「身体障害者手帳返還届」を「身体障がい者手帳返還届」に改める。

第13条の見出しを「(身体障がい者生活訓練等事業等開始届等)」に改め、同条第1項中「身体障害者生活訓練等事業等開始(変更)届」を「身体障がい者生活訓練等事業等開始(変更)届」に改め、同条第2項中「身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届」を「身体障がい者生活訓練等事業等廃止(休止)届」に改める。

別記様式第2号(1)中「身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(視覚障がい用)」に改める。

別記様式第2号(2)中「身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語障害用)又はそしやく機能障がい用)」を「身体障がい者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語障がい用)又はそしやく機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(3)中「身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(肢体不自由障がい用)」に改める。

別記様式第2号(4)中「身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(脳原性運動機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(5)及び別記様式第2号(6)中「身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(心臓機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(7)中「身体障害者診断書・意見書(じん臓機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(じん臓機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(8)中「身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(呼吸器機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(9)中「身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(10)中「身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(小腸機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号(11)及び別記様式第2号(12)中「身体障害者診断書・意見書(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害用)」を「身体障がい者診断書・意見書(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい用)」に改める。

別記様式第2号の3中「身体障害者手帳交付通知書」を「身体障がい者手帳交付通知書」に改める。

別記様式第2号の4中「身体障害者手帳記載事項変更通知書」を「身体障がい者手帳記載事項変更通知書」に

改める。

別記様式第3号中「身体障害者<sup>居住地</sup>氏名<sup>変更届</sup>」を「身体障がい者<sup>居住地</sup>氏名<sup>変更届</sup>」に改める。

別記様式第4号中「身体障害者手帳再交付申請書」を「身体障がい者手帳再交付申請書」に改める。

別記様式第5号中「身体障害者手帳返還届」を「身体障がい者手帳返還届」に改める。

別記様式第12号中「身体障害者生活訓練等事業等開始(変更)届」を「身体障がい者生活訓練等事業等開始(変更)届」に改める。

別記様式第13号中「身体障害者生活訓練等事業等<sup>廃止</sup>届<sup>休止</sup>」を「身体障がい者生活訓練等事業等<sup>廃止</sup>届<sup>休止</sup>」に改める。

(山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第13条 山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則(平成4年10月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

|                   |                       |             |   |                            |             |       |
|-------------------|-----------------------|-------------|---|----------------------------|-------------|-------|
| 別記様式第1号及び別記様式第8号中 | 「 障害者」                |             | を | 「 障がい者」                    |             | に改める。 |
|                   | 特<br>別<br>障<br>害<br>者 | そ<br>の<br>他 |   | 特<br>別<br>障<br>が<br>い<br>者 | そ<br>の<br>他 |       |

(山形県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第14条 山形県福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の項生活関連施設の欄第7項中「身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

別表第2第1建築物に関する整備基準の項の表第2項整備基準の欄第4号中「視覚障害者に」を「視覚障がい者(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)にいう視覚障害者をいう。以下同じ。)に」に、「視覚障害者を」を「視覚障がい者を」に、「視覚障害者の」を「視覚障がい者の」に改め、同欄第5号ト中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同表第4項整備基準の欄第2号チ及び第7項整備基準の欄第5号イ中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同表第9項整備基準の欄及び第10項整備基準の欄中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同表第13項整備基準の欄及び第14項整備基準の欄中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同表第18項整備基準の欄第1号中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同欄第2号中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に、「聴覚障害者」を「聴覚障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表第2号に掲げる聴覚の障害がある者をいう。)」に改め、同別表第3道路に関する整備基準の項の表第1項整備基準の欄二中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同欄ホ中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同別表第4公園等に関する整備基準の項の表第7項整備基準の欄中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

(山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第15条 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年3月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第6項中「山形県心身障害者扶養共済制度条例(」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例(」に、「山形県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

(山形県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第16条 山形県個人情報保護条例施行規則(平成13年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

(山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部改正)

第17条 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則(平成18年3月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条中「指定障害福祉サービス事業者等指定申請書」を「指定障がい福祉サービス事業者等指定申請書」に改める。

第3条の2中「指定障害福祉サービス事業者等変更指定申請書」を「指定障がい福祉サービス事業者等変更指定申請書」に改める。

第4条中「指定障害福祉サービス事業者等申請事項変更届」を「指定障がい福祉サービス事業者等申請事項変更届」に、「指定障害福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届」を「指定障がい福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届」に改める。

第4条の2中「指定障害者支援施設指定辞退届」を「指定障がい者支援施設指定辞退届」に改める。

別記様式第1号中「指定障害福祉サービス事業者等指定申請書」を「指定障がい福祉サービス事業者等指定申請書」に改める。

別記様式第1号の2中「指定障害福祉サービス事業者等変更指定申請書」を「指定障がい福祉サービス事業者等変更指定申請書」に改める。

別記様式第2号中「指定障害福祉サービス事業者等申請事項変更届」を「指定障がい福祉サービス事業者等申請事項変更届」に改める。

別記様式第3号中「指定障害福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届」を「指定障がい福祉サービス事業等廃止（休止・再開）届」に改める。

別記様式第3号の2中「指定障害者支援施設指定辞退届」を「指定障がい者支援施設指定辞退届」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

---

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第17号

山形県道路占用規則の一部を改正する規則

山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「以外の路外駐車場」を「以外の路外駐車場及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第8号に掲げる器具」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第18号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条から第7条までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第16条第2項中「精算人」を「清算人」に、「その旨」を「売りさばき人死亡（解散）届（別記様式第12号の2）」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 知事は、売りさばき人が死亡し、又は解散した日の翌日から1年を経過する日までに、前項の規定による届出がなく、かつ、第14条第1項の規定による申請がないときは、売りさばき人の死亡又は解散の事実を証明する書類の整備その他の必要な措置をとることによつて、前項の規定による届出の受理に代えることができる。

第24条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1第2項第2号中「第228号の8」を「第228号の11」に改める。

別記中「様式第12号 売りさばき人業務廃止届」を「様式第12号 売りさばき人業務廃止届」に改める。  
様式第12号の2 売りさばき人死亡（解散）届」

別記様式第1号の2から別記様式第3号まで及び別記様式第4号の2中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」



様式第12号の2 (売りさばき人死亡(解散)届)

山形県証紙売りさばき人死亡(解散)届

年 月 日

山形県知事殿

届出人 住所又は所在地(電話番号)

氏名又は名称及び代表者氏名

売りさばき人との関係(続柄)

印

下記の売りさばき人が死亡(解散)したのでお届けします。

記

1 売りさばき人 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

2 死亡(解散)年月日 年 月 日

備考 死亡又は解散を証明する書類を添付すること。

別記様式第13号中「住所」を「(請求者)住所」に、「所在地」を「所在地(電話番号)」に改める。  
別記様式第14号中「住所」を「(請求者)住所」に、「所在地」を「所在地(電話番号)」に、

|       |               |
|-------|---------------|
| 「 摘 要 | 「 還 付 金 振 込 先 |
| を     | 金融機関名         |
|       | 支店名           |
|       | 口座種別          |
|       | 口座番号          |
|       | 口座名義          |
|       | (フリガナ)        |
| 摘 要   | に、「山形県出納      |
| 」     | 」             |

長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第18号甲中「出納長用」を「会計管理者用」に改める。



別記様式第18号乙を次のように改める。  
様式第18号乙(証紙出納簿 証紙取扱銀行用)

山形県証紙出納簿

| 年月日 | 区分 | 円券<br>1<br>(枚) | 円券<br>5<br>(枚) | 円券<br>10<br>(枚) | 円券<br>50<br>(枚) | 円券<br>100<br>(枚) | 円券<br>300<br>(枚) | 円券<br>400<br>(枚) | 円券<br>500<br>(枚) | 円券<br>1,000<br>(枚) | 円券<br>2,000<br>(枚) | 円券<br>3,000<br>(枚) | 円券<br>5,000<br>(枚) | 円券<br>10,000<br>(枚) | 金<br>額<br>(円) | 備考 | 検印 | 係印 |
|-----|----|----------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------|----|----|----|
|     | 受高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 払高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 返納 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 残高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 受高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 払高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 返納 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 残高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 受高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 払高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 返納 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 残高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 受高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 払高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 返納 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 残高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 受高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 払高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 返納 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |
|     | 残高 |                |                |                 |                 |                  |                  |                  |                  |                    |                    |                    |                    |                     |               |    |    |    |

備考 月計及び累計を付すること。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第 8 条及び別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第 2 号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年 4月県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号中 「障害福祉 児童母子福祉」 を 「障がい福祉 児童母子福祉」 に改め、

同表力民生の項の表中 「障害福祉」 を 「障がい福祉」 に、「障害者手帳」 を 「障がい者手帳」

に、「障害者扶養共済」 を 「障がい者扶養共済」 に改め、同別表ケ衛生の項の表中 「身体障害結核児童」 を

「身体障がい結核児童」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第 3 号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 健康福祉部の項障害福祉課の項山形県心身障害者扶養共済制度条例にすること。の項項目の欄中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第 4 号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程（昭和38年 4月県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表福祉相談センター及び庄内児童相談所の項中「身体障害者判定業務」を「身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害がある者をいう。）の判定業務」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第223号

平成8年4月県告示第370号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの）の一部を次のように改正する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

「同条第3号に規定する障害者支援施設」を「同条第3号に規定する障がい者支援施設」に改める。

2 条例第11条の2第3号に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものの項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

### 山形県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|---------------------|-----------|
| フ ァ ミ リ - 歯 科 原 医 院 | 山形市十日町二丁目1番20号      | 平成18.12.1 |
| 菊 地 内 科 ク リ ニ ッ ク   | 鶴岡市東原町25番51号        | 平成19.2.1  |
| 高 橋 歯 科             | 寒河江市若葉町13番地の14      | 同 2.8     |

### 山形県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------------|---------------------|-----------|
| 高 橋 歯 科             | 寒河江市若葉町13番地の14      | 平成18.9.30 |
| フ ァ ミ リ - 歯 科 原 医 院 | 山形市十日町三丁目2番20号      | 同 11.30   |
| 柏 倉 内 科 医 院         | 同 三日町一丁目2番11号       | 同 12.31   |
| ハ - ト 調 剤 薬 局       | 鶴岡市美咲町24番6号         | 平成19.1.31 |
| あ お ぞ ら 調 剤 薬 局     | 同 若葉町23番地の6         | 同 2.3     |

## 山形県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地                                  | 指定年月日      |
|--------------------|------------------|---------------------------------------------|------------|
| デイサービスきよかわ         | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 東田川郡庄内町清川字花崎47番地                            | 平成19. 2.21 |
| ソーレホーム吉原ヘルパーステーション | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 山形市若宮二丁目9番12号                               | 同 2.27     |
| ソーレホーム吉原デイサービス     | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 同                                           | 同          |
| ソーレホーム江俣ヘルパーステーション | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 山形市嶋地区土地区画整理事業地内<br>仮換地1街区1, 2, 3, 10, 11画地 | 同          |
| ソーレホーム江俣デイサービス     | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 同                                           | 同          |
| ケアセンターとこしえ あたご     | 小規模多機能型居宅介護      | 米沢市御廟三丁目5番28号                               | 同 3. 1     |

## 山形県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 廃止年月日      |
|------------|------------------|------------------|------------|
| デイサービスきよかわ | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 東田川郡庄内町清川字花崎47番地 | 平成19. 2.20 |

## 山形県告示第228号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称          | 所 在 地         |
|--------------|---------------|
| 医療法人 本 間 病 院 | 酒田市中町三丁目5番23号 |

## 山形県告示第229号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度心身障害（児）者」を「重度心身障がい者（別表第1第1項第1号に掲げる者をいう。）」に、「市町村が」を「市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の広域連合を含む。以下同じ。）が」に改

める。

別表第1第1項中「(前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。))について所得税が課された者及びそれ以外の者で前年の所得について所得税が課された者に扶養されているものを除く。)」を削り、同項第1号中「重度心身障害(児)者医療」を「重度心身障がい(児)者医療」に、「者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者及び児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。))の支弁対象者を除く。))で、前年の所得の額(老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)第4条第1項の例により算定した額をいう。))が同条第2項で規定する額に満たないもの」を「者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。))の支弁対象者、医療を受ける日に65歳に達している者(老人保健法第25条第1項に規定する者を除く。))前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。))について所得税が課された者及び前年の所得について所得税が課された者に扶養されている者のうち老人保健法第28条第1項第1号の規定に該当する者並びに医療を受ける月の属する年度(医療を受ける月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。))の額が障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項で規定する支給認定に係る基準額以上の者を除く。

別表第1第1項第1号イ中「知的障害(児)者」を「知的障がい者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。))」に、「障害を有する(児)者」を「障がい(身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害をいう。))を有する者」に改め、同号ニ中「精神障害者」を「精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。))」に改め、同表第2項第5号中「老人保健法施行令」を「老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)」に改める。

別記様式第1号中「重度心身障害(児)者」を「重度心身障がい(児)者」に改め、同様式の注書第1項中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「 重度心身障害(児)者  
年度 乳 幼 児 医療給付事業補助金変更交付申請書 を  
母 子 家 庭 等 」

「 重度心身障がい(児)者  
年度 乳 幼 児 医療給付事業補助金変更交付申請書 に改める。  
母 子 家 庭 等 」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項の改正規定(同項第1号中「重度心身障害(児)者医療」を「重度心身障がい(児)者医療」に改める部分並びに同号イ及びニの改正規定を除く。))は、平成19年7月1日から施行する。

#### 山形県告示第230号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蝕病の発生を予防し、並びに牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

#### 2 実施する区域

県内全域。ただし、3実施の対象となる家畜の種類及び範囲の項の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項第1項及び第2項に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、米沢市、酒田市(旧酒田市の区域を除く。))、上山市、天童市、尾花沢市、南陽市、東村山郡中山町、最上郡最上町、同郡大蔵村及び飽海郡遊佐町の区域

#### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあっては、生後6ヶ月未満の牛を除く。

| 区 分                                             | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査                                 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛(第4項に該当するものを除く。)<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項及び第4項に該当するものを除く。)<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛                                                                                                             |
| 牛のヨーネ病の検査                                       | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛(第4項から第6項までに該当するものを除く。)<br>2 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項から第6項までに該当するものを除く。)<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛(第5項及び第6項に該当するものを除く。)<br>4 前項の牛と同一施設内で飼養している牛(次項及び第6項に該当するものを除く。)<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの |
| 馬の馬伝染性貧血の検査                                     | 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬<br>2 競技用馬及び乗用馬                                                                                                                                                                                                                 |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                         | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                                                                                    |
| みつばちの腐蝕病の検査                                     | みつばち                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                        |

#### 4 実施の期日及び場所

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

#### 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあっては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあっては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあっては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあっては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあっては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蝕病の検査にあっては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあっては、血清学的検査

#### 山形県告示第231号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）
- 4 実施の期日  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 5 実施の場所  
山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所
- 6 検査の方法  
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、若木土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 渡 邊 一 夫 | 東根市大字観音寺1006番地 |
| 同        | 滝 口 博 志 | 同 大字野川2237番地   |

山形県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（上山西部地区 経営体育成基盤整備事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業（上山西部地区 経営体育成基盤整備事業）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
上山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成19年3月23日から同年4月20日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

|          |      |                    |
|----------|------|--------------------|
| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所                 |
| 監事       | 今井 功 | 飽海郡遊佐町北目字菅野谷地25番地4 |

## 山形県告示第235号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、山形市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地区画整理事業の名称  
山形広域都市計画事業山形駅西土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成18年11月1日付け指令都計第14号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成18年12月20日及び同月26日

## 山形県告示第236号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、山形市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地区画整理事業の名称  
山形広域都市計画事業七日町土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成19年1月30日付け指令都計第22号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成19年2月7日

## 山形県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成19年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字杉山字横々折1102番1から<br>同 184番まで | 旧    | 38.0メートル<br>↓<br>25.0 | メートル<br>79 |
| 同 上                                 | 新    | 50.0メートル<br>↓<br>34.5 | 同上         |



山形県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成19年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長                   |
|------------------------------------------|------|----------------------|-----------------------|
| 西村山郡大江町大字沢口字向田17番8から<br>同 大字柳川字七夕畑21番1まで | 旧    | 36.0メートル<br>と<br>4.2 | 1,019 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                      | 新    | 36.0メートル<br>と<br>4.2 | 同 上                   |
| 西村山郡大江町大字沢口字向田46番1から<br>同 大字柳川字七夕畑21番1まで |      | 40.0メートル<br>と<br>7.4 | 924 <sup>メートル</sup>   |

山形県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤坂真室川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長                   |
|-------------------------------------------|------|-----------------------|-----------------------|
| 新庄市大字昭和字昭和1320番から<br>最上郡鮭川村大字昭和字昭和1058番まで | 旧    | 15.6メートル<br>と<br>10.0 | 1,100 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                       | 新    | 20.8メートル<br>と<br>16.6 | 同 上                   |

山形県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽黒立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長                 |
|-------------------------------------|------|-----------------------|---------------------|
| 東田川郡庄内町三ヶ沢字白山口23番3から<br>同 字宮田26番2まで | 旧    | 17.6メートル<br>と<br>10.8 | 355 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                 | 新    | 18.4メートル<br>と<br>13.0 | 同 上                 |

## 山形県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 羽黒立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町三ヶ沢字白山口23番3から  
同 字宮田26番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月16日

## 山形県告示第242号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名   | 住所           | 売りさばき所の所在地              | 指定年月日      |
|------|--------------|-------------------------|------------|
| 石川 勉 | 米沢市大町一丁目2番3号 | 米沢市窪田町窪田字上他谷<br>1271番30 | 平成19. 3. 8 |

## 議 会 関 係

### 規 則

山形県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

## 山形県議会議規則第1号

山形県議会議規則の一部を改正する規則

山形県議会議規則（昭和62年3月県議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付し、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第16条第2項中「第13条（議案の提出）第2項」を「第13条（議案の提出）第3項」に改める。

第38条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第102条中「第38条（議案等の説明、質疑、委員会付託）第3項」を「第38条（議案等の説明、質疑、委員会付託）第4項」に、「できる」を「できない」に改める。

第112条第2項中「第38条（議案等の説明、質疑、委員会付託）第3項」を「第38条（議案等の説明、質疑、委員会付託）第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県議会告示第2号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第13号中「の庶務」を「に関する事務」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県議会告示第3号

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成13年3月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

## 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

## 山形県教育委員会規則第2号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第2号及び第4条の8第2号中「障害」を「障がい」に改める。

別表その他の項第5の3号事由の欄中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に、「障害が」を「障がいが」に、「障害、」を「障がい、」に改める。

別記様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

（山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第2条 山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「障害児」を「障がい児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条並びに第75条第1項各号及び第2項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に在学するもの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条に規定する者を含む。）をいう。）」に改める。

（教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正）

第3条 教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号イ中「障害」を「障がい」に、「児童生徒」を「児童生徒（学校教育法（昭和22年法律第26

号)第71条並びに第75条第1項各号及び第2項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に在学するものをいう。))に改める。

第52条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

(山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第4条 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「障害」を「障がい(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第2章第4項第2号ア及びイに規定する障害をいう。))」に改める。

別記様式第1号中「身体障害」を「身体障がい」に改める。

(山形県障害児就学指導委員会規則の一部改正)

第5条 山形県障害児就学指導委員会規則(昭和49年12月県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

山形県障がい児就学指導委員会規則

第1条中「障害の」を「障がいの」に、「以下「障害児」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条並びに第75条第1項各号及び第2項に規定する者で同法第1条に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に在学するもの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第2条に規定する者を含む。))をいう。以下「障がい児」に、「山形県障害児就学指導委員会」を「山形県障がい児就学指導委員会」に改める。

第2条第1号中「障害児の障害」を「障がい児の障がい(学校教育法第71条の2に規定する心身の故障、同法第75条第1項各号に規定する者の心身の故障及び同条第2項に規定する疾病をいう。以下同じ。))」に改め、同条第2号中「障害児の障害」を「障がい児の障がい」に改める。

(山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部改正)

第6条 山形県教員の大学院における研修に関する規則(昭和56年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

|                            |   |                                 |       |
|----------------------------|---|---------------------------------|-------|
| 「<br>身<br>体<br>障<br>害<br>」 | を | 「<br>身<br>体<br>障<br>が<br>い<br>」 | に改める。 |
|----------------------------|---|---------------------------------|-------|

(県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成9年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「障害補償年金(一時金)請求書」を「障がい補償年金(一時金)請求書」に、「障害補償年金差額一時金請求書」を「障がい補償年金差額一時金請求書」に、「障害補償年金前払一時金請求書」を「障がい補償年金前払一時金請求書」に、「障害補償年金(一時金)変更請求書」を「障がい補償年金(一時金)変更請求書」に改める。

第14条中「障害の現状報告書」を「障がいの現状報告書」に改める。

第18条中「障害補償年金記録簿」を「障がい補償年金記録簿」に改める。

別記様式第2号の注意事項第3項第4号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同項第5号及び第6号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第3号の注意事項第2項第4号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同項第5号及び第6号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第5号中「障害補償年金(一時金)請求書」を「障がい補償年金(一時金)請求書」に改め、同様式の注意事項第4項第4号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改め、同項第5号及び第6号中「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に改める。

別記様式第6号中「障害補償年金差額一時金請求書」を「障がい補償年金差額一時金請求書」に改める。

別記様式第7号中「障害補償年金前払一時金請求書」を「障がい補償年金前払一時金請求書」に改める。

別記様式第8号中「障害補償年金（一時金）変更請求書」を「障がい補償年金（一時金）変更請求書」に改める。

別記様式第13号中「280,000」を「315,000」に改める。

別記様式第19号中「障害の現状報告書」を「障がいの現状報告書」に改める。

別記様式第23号中「障害補償年金記録簿」を「障がい補償年金記録簿」に改める。

（山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部改正）

第8条 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「障害」を「障がい」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

（3）障がいとは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2中「障害の」を「障がいの」に、「障害認定」を「障がい認定」に改める。

別記様式第1号の3中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成19年3月16日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後   |
|---------|-------|---------|
| 代表者の氏名  | 戸 部 紘 | 薄 田 春 男 |

1 届出をした者の氏名又は名称

株式会社日通自動車学校

2 変更内容

## 選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年3月16日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,659人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 230,488人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名         | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|--------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市          | 67,898人 | 村山市           | 7,793人  | 西村山郡 | 12,783人 |
| 米沢市          | 24,324人 | 長井市           | 8,338人  | 最上郡  | 13,645人 |
| 鶴岡市・<br>西田川郡 | 29,163人 | 天童市           | 16,923人 | 東置賜郡 | 12,249人 |
| 酒田市          | 26,558人 | 東根市           | 12,380人 | 西置賜郡 | 9,534人  |
| 新庄市          | 10,802人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,172人  | 東田川郡 | 18,292人 |
| 寒河江市         | 11,651人 | 南陽市           | 9,468人  | 飽海郡  | 10,112人 |
| 上山市          | 9,885人  | 東村山郡          | 7,677人  |      |         |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月16日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

（山形県人事委員会規則5 - 1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「障害」を「障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。以下同じ。）」に改める。

第43条中「障害」を「障がい」に改める。

第68条第3号を削る。

第90条第2号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に、「障害」を「障がい」に改める。

別記様式第1号の注書第1項中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

（山形県人事委員会規則5 - 4の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5 - 4（給与の支払監理）の一部を次のように改正する。

別記様式(1)及び別記様式(5)中「障 害 者」を「障 が い 者」に改める。

（山形県人事委員会規則6 - 1の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則6 - 1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第7条第2号、第11条第2号及び別記様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

（山形県人事委員会規則6 - 3の一部改正）

第4条 山形県人事委員会規則6 - 3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別表その他の項事由の欄第5号の3中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（扶養親族届に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に作成されているこの規則第1条による改正前の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）別記様式第1号による用紙は、当分の間、使用することができる。

（職員別給与簿に係る経過措置）

3 職員別給与簿は、当分の間、この規則第2条による改正前の山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）別記様式(1)又は別記様式(5)の例によることができる。

### 訓 令

山形県人事委員会訓令第2号

事 務 局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第32項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 企 業 局 関 係

### 規 程

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「障害」を「障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害又は精神障害をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条第2号中「障害」を「障がい」に改める。

別表第3その他の項事由の欄第5の3号口中「障害が」を「障がいが」に改め、同号八中「障害」を「障がい」に改める。

別記様式第3号の6中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 病 院 事 業 局 関 係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「障害」を「障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する身体障害又は精神障害をいう。以下同じ。)」に改める。

第22条第2号中「障害」を「障がい」に改める。

別表第3その他の項事由の欄第10号口中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に、「障害が」を「障がい」に改め、同号八中「障害」を「障がい」に改める。

別記様式第9号中「障害」を「障がい」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

## 山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局被服貸与規程(平成15年3月県病院事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表被貸与者の範囲の欄中「精神障害者」を「精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。)」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成19年3月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 から・ころセンター

## (2) 代表者の氏名

伊藤 正俊

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市東二丁目8番116号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、引きこもりの人々やその関係者に対して必要に応じた支援を行い、誰もが希望を持って生きることができる暖かい地域づくりに寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コンピュータソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ラーニングルーム(15階)

(2) 日 時 平成19年3月28日(水) 午前10時



## 2 入札に付する事項

### (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ パソコン用ウイルス対策ソフトウェア 一式
- ロ ゲートウェイ用セキュリティ対策ソフトウェア 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 仕様書による。

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 2の(1)の物品に関し、基本的仕様、特質等が満たされ、使用に耐え得ることが証明できること。

(3) 2の(1)の物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)3198

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を平成19年3月26日(月)午後3時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書

ロ 3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類

(2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月16日

山形県村山総合支庁長 佐藤洋樹

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市十日町一丁目6-6 山形県保健福祉センター1階 小会議室

(2) 日 時 平成19年3月29日(木) 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 レギュラーガソリン(JIS 2号) 25,000リットル

(2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、店頭渡しにて指定する数量を納入すること。

(3) 納入場所 各給油所にて店頭渡し

(4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)

(5) 村山保健所から半径1キロメートル以内にフルサービスによる給油所を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市十日町一丁目6-6 山形県村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係 電話番号023(627)1100

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成19年3月23日(金)までに山形県村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課総務係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立高等学校校内LAN保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成19年3月29日(木) 午後1時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立高等学校校内LAN保守業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 過去2箇年の間に当該業務と同種の業務について国の機関又は地方公共団体への納入実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課 電話番号023(630)2869
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書その他必要な書類を平成19年3月26日(月)午後3時まで提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月16日

山形県神室少年自然の家所長 鈴木 正 雄

- 1 入札の場所および日時
- (1) 場 所 最上郡真室川町大字川の内字水上山3,414 - 5 山形県神室少年自然の家第2研修室
- (2) 日 時 平成19年3月30日(金) 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油(JIS 1種2号) 46,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る
- (3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 最上郡真室川町大字川の内字水上山3,414 - 5 山形県神室少年自然の家
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む)。
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
最上郡真室川町大字川の内字水上山3,414 - 5  
山形県神室少年自然の家庶務係契約担当 電話番号0233(62)2611
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月23日(金)午後3時まで山形県神室少年自然の家庶務係に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細は入札説明書による。